

「農業保険法施行規則の一部改正案及び農業経営収入保険基準収入金額等設定準則の一部改正案についての意見・情報の募集」の結果について

○パブリックコメントにおける御意見の概要及びそれに対する考え方

御質問・御意見	回答
<p>一部改正案の（３）収入上昇傾向特例の適用要件の見直しについて強く反対します。令和５年から改正された収入上昇特例適用条件として、見込み農業収入金額の試算表は３カ年同一年を串刺しにしたことから、上方修正できる幅が抑制されたことは、適正引受に繋がると思うが、今回、直近年２カ年の単位面積当たりの収入が過去５か年の単位面積当たりの平均収入を超えることが条件とされると、収入上昇特例に適用しない加入者が大幅に増える。収入保険は過去５か年の実績を基準に設定されるものであることから、直近２年の上昇幅を見ることは保険として理にかなっていない。直近年２年を見るのであれば、基準設定も直近年２年の平均であるのが妥当である。</p> <p>当初から加入し、安心を買って保険加入したのに安定しない制度になっており、加入者は増えるどころか、現加入者に不信感を買われる保険にはしたくありません。</p> <p>どうかもう一度この案件については、もう１年様子を見てはいかがでしょうか？</p> <p>突発的な制度改正は避けて頂き、内容に関しては十分議論する期間を設けてほしいと思います。</p>	<p>収入上昇傾向特例は、農業者の単位面積当たりの収入が上昇傾向にある場合について、農業者の経営実態に即した補償が行えるよう基準収入金額の補正を行うものです。現行では、農業者の単位面積当たりの収入が上昇傾向にあるとは言い難い場合も対象となってしまうことから、今回、特例の趣旨に沿った補正が早期に行えるよう、特例の要件に最近２か年の単位面積当たりの収入が過去５か年の平均収入を超えていることを追加することとしたものです。</p> <p>なお、今回の改正は、収入上昇傾向特例の適用要件を見直すものであり、過去の平均的な収入を補償する収入保険の基準収入金額の算定において過去５か年の平均収入が基本となることに変わりありません。</p>
<p>収入上昇特例に際して、直近２年が上昇傾向にある人に適用要件を狭めるのであれば過去の単収単価も３年平均ではなく直近２年平均を使うべきではないか。</p> <p>併せて、経営面積ではなく作付け面積に適用要件を変更してほしい。</p> <p>肉用子牛、水稻農家で水稻が収入保険対象収入の場合。畑、牛舎が増加傾向にあると規模拡・改正後の上昇特例を使用しても補償が全く追いつかない事例がある</p>	<p>基準収入金額の算定の基礎となる保険期間の見込農業収入金額については、経営実態に即したものとなるよう、過去３年以上の単収単価を用いて計算することとしています。</p> <p>また、基準収入金額の特例の計算に用いる経</p>

<p>作付け面積に変更しても、同一3年平均を使えばそこまでの補償過剰にはならないと考える。</p> <p>制度開始当初から感じていたが、収入減少が自己都合によるものでなければ補償対象にする（すべてではないが）。この制度自体がそもそも支払いが多くなるのは予想がつくだろう。正直、特例を工夫したところで支払いが多くなるのは変化しないと感じている。制度の根本自体から見直さないと被害率は高いままだと考える。</p> <p>(面積の要件について、同趣旨の御意見が他に3件)</p>	<p>営面積は、意図的な作付けの休止等によるモラルハザードを防止するため、作付面積ではなく、不作付地を含めた面積としています。</p> <p>いただいた御意見・御提案については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p>
<p>新しいタイプの補償を考えるのであれば、併せて95%以上の発動ラインの検討をしてほしい。特に基準収入5000万以上の大きい農家は足切り金額が大きすぎて、加入したいが躊躇している農家が多数いる。現に今も継続を断られた案件があったが、やはり足切りが大きく加入してもメリットがないとのことであった。</p> <p>被害率等を計算して、何千万以上は発動ラインを引き上げるような措置を施していただきたい。</p> <p>(補償限度について、同趣旨の御意見が他に1件)</p>	<p>収入保険の補償限度については、経営努力をしなくても過去の水準まで補填されるというモラルハザードを防止するために設けています。</p> <p>また、仮に、ご意見のように補償限度を95%以上に拡充すれば、加入者に負担いただく保険料等も高くなるといった問題もあると考えています。</p>
<p>収入上昇傾向特例は、過去4か年の収入の増減率（各年の単位面積当たりの収入の対前年比）の平均が1を超える場合に適用できることとしたのが令和5年契約から収入金額に対する伸びではなくなり、対象となる農業者が減ったのではないか。</p> <p>さらに直近2年が平均よりも高いこと、という条件をつけるとなるのは、伸びている農業者でも災害があった場合に対象とならず、過去平均しか基準設定がとれないとなるのは農業者不利に働かないか。</p> <p>ここまで特例適用要件を厳しくするのであれば、特例が使える場合は、直近2年の</p>	<p>収入上昇傾向特例は、農業者の単位面積当たりの収入が上昇傾向にある場合について、農業者の経営実態に即した補償が行えるよう基準収入金額の補正を行うものです。現行では、農業者の単位面積当たりの収入が上昇傾向にあるとは言い難い場合も対象となってしまうことから、今回、特例の趣旨に沿った補正が早期</p>

単位面積あたり収入平均を用いて見込農業収入金額を設定してよいくらいの要件追加を行ってもらえないか。

制度発足当初の単純明快といった農水省職員の説明が今となっては段々と複雑になってきており、農業者からすると不信感しかない。

今一度考え直してほしい。

に行えるよう、特例の要件に最近2か年の単位面積当たりの収入が過去5か年の平均収入を超えていることを追加することとしたものです。

なお、今回の改正により、災害により被害を受けた農業者に対しては、被害年の収入金額について翌年の基準収入の算定の際に補正する特例を措置することとしております。